

Title	ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム(下): 普通選挙と「社会的作業場」
Sub Title	L'Organisation du travail de Louis Blanc et l'associationnisme sous la monarchie de juillet : le suffrage universel et les ateliers sociaux (2)
Author	高草木, 光一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1995
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.4 (1995. 1) ,p.546(38)- 567(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19950101-0038
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0038</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ルイ・ブラン『労働の組織』と 七月王政期のアソシアシオニスム（下）

— 普通選挙と「社会的作業場」—

高草木 光 一

## 第3節 1840年の「労働の組織」

— ビュレとボワイエ —

(1)

カルネ (Louis de Carné, 1804-1876) は、1841年、『両世界雑誌』掲載の書評論文で、「<sup>(1)</sup> 弥増す精力をもって労働の組織を要求する学派」について、次のように語っている。

「職場長 (chefs d'ateliers) と労働者の間への国家の介入。高度な社会的利害のために、政治的自由そのものの制限として行われる労働の自由の制限。啓蒙的な介入によって失望と災厄を予防するために、生産を必要と販路 (débouchés) に均衡させるよう要請される公権力 (puissance publique) の配慮。最後に、軍事力の競争を制限するように、産業力の競争を規制し、制限する国際法。これらは、それ自体としては奇妙なものは何もない思想であるが、共和派の論客によって彼らの原理の究極の帰結としてヨーロッパで広まっているのを見るのは、少なくとも不思議 (singulier) である。」<sup>(2)</sup>

ここで書評の対象になっているのは、ルイ・ブランの『労働の組織』、ビュレ (Eugène Buret, 1810-1842) の『イギリスとフランスにおける労働者階級の貧困について』、パリの印刷工ボワイエ (Adolphe Boyer, ??-1841) の『労働者の状態と労働の組織によるその改善について』という全く異なる分野に属する著者による三つの著作であり、<sup>(3)</sup> ここにひとつの時代性を見ることができる。カルネの目に「不思議」と映った点は、十分検討に値しよう。つまり「時代の思想」として現れた「労働の組織」は、フランス革命とどのような距離を取り、どのように関連づけて展開されたものなの

---

(1) L. de Carné, "Publications démocratiques et communistes," *Revue des Deux Mondes*, vol.8 (1841), 738. なお、ルイ・ブランは、この論文を、1847年の第5版以降『労働の組織』で紹介している。cf. *O.T.* (1847), pp.205-211. *O.T.* (1850), pp.230-233. *O.T.* (Q), pp.300-304.

(2) Carné, *op.cit.*, 739.

か、という問題をこの書評論文は提起していると言えるのである。本節では、ビュレとボワイエの著作を通してこの課題に応え、もって『労働の組織』分析のための予備的考察としたい。

(2)

三人の著者に共通の問題は、社会問題としての貧困である。社会調査の先駆と言われるパラン・デュシャトレ (Alexandre Parent-Duchâtelet, 1790-1836) の『公衆衛生、道徳、行政との関係から考察されるパリ市の売春 (*De la prostitution dans la ville de Paris, considérée sous le rapport de l'hygiène publique, de la morale et de l'administration*)<sup>(4)</sup>』が公刊された4年後の1840年、社会調査に関する三つの大著が相次いで発表されたことはよく知られている。先に挙げたビュレの著作、ヴィレルメ (Louis-René Villermé, 1782-1863) の『綿、羊毛、絹工場に雇用される労働者の物理的・道徳的状态一覽 (*Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*)』<sup>(5)</sup>(2巻)、フレジエ (Antoine-Honoré Fregier, 1789-1860) の『大都市民衆の中の危険な階級と、それを改善する諸手段 (*Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes, et des moyens de les rendre meilleures*)』である。これは、産業革命の本格的進行下

- (3) ルイ・ブランは『労働の組織』の初版(1840年)執筆に当たってビュレの著作を参照してはいないが、1845年の第4版からその調査結果を利用している。リゴーディアス・ヴェスによれば、ルイ・ブランは、「ビュレとヴィレルメの調査を利用した最初の社会主義著述家である。」(Hilde Rigaudias-Weiss, *Les enquêtes ouvrières en France entre 1830-1848*, Paris, 1936, p.118.)

ボワイエもまた、ビュレの著作を十分に利用することはできなかった。「われわれの著作を始めるに当たって、少なくともわれわれの知っている人間の中で、誰も労働者の悲惨な状態を緩和するための実践的手段を示さなかったし、ウージェーヌ・ビュレ氏はまだその重要な著作を発表していなかったことを言うておく。人類にとって大いなる悲痛であると同時に大いなる慰めでもある、この著作をわれわれは読むことができなかった。」(Adolph Boyer, *De l'état des ouvriers et de son amélioration par l'organisation du travail*, Paris, 1841, p.146.)

さらに、ルイ・ブランの著作は、ボワイエにそれほど大きな影響を及ぼさなかった。ボワイエは、ルイ・ブランについて註の中で述べている。「ルイ・ブラン氏は、労働問題に関する極めて注目すべき小冊子を刊行した。……しかし、彼が提案する方法は、すぐに応用できないものであると考える。」(*Ibid.*, p.6) ボワイエは他の多くの著作を引用しているにも拘わらず、ルイ・ブランに関する言及はこの箇所だけである。

但し、ビュレがルイ・ブランの著作を参考にしたことはありうる。「恐らく、彼[ビュレ]は、『労働の組織』が出版されたばかりの同時代人ルイ・ブランを読んでいた。」(Joseph Aynard, *Justice ou charité? : Le drame social et ses témoins de 1825 à 1845*, Paris, 1945, p.139.)

- (4) この著作の新版として、Alexandre Parent-Duchâtelet, *La prostitution à Paris au XIX<sup>e</sup> siècle*, texte présenté et annoté par Alain Corbin, Paris, 1981があり、邦訳もある(小杉隆芳訳、法政大学出版局、1992年)。七月王政期の社会調査については、ミシェル・ペロー編集による原典の膨大なマイクロフィッシュ版コレクションがあり、また、このコレクションと同じ題名をもつ冊子体の解説書がある。Michelle Perrot, *Enquêtes sur la condition ouvrière au 19<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1972.
- (5) 1989年、Paris : Etude et documentation internationale から新版が出版され、Jean-Pierre Chalaine と François Démier が序文を書いている。

で、資本主義の矛盾が、とりわけ労働者の生活において、貧困、失業、物理的・道徳的状態の悪化として顕在化してきたことの証左であり、また、公権力自体が、その実態の認識の必要に迫られていたことを示唆している。ビュレの著作は、「道徳・政治科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques)<sup>(6)</sup>」の懸賞課題「貧困はいかなるもので、各国で何によって表され、その原因は何か」に応募したものだ。

シスモンディ (Simonde de Sismondi, 1773-1842) 学説の継承者と言われるビュレ<sup>(7)</sup>は、その貧困に関する分析を経済学への批判から始める。現実の批判は理論の批判と並行する。ビュレにとって、経済学は、それだけでひとつの科学を構成することはできないし、かつ構成してはならない。経済的事象は、道徳的・政治的次元の事象と不可分に結びついているからであり、<sup>(8)</sup>リカードウ以後の経済学は、「すべての悪は、道徳科学を計算科学 (science mathématique) に変えたことに起因する」<sup>(9)</sup>

(6) 1832年、道徳・政治科学アカデミーを再建したのはギゾーである。cf. Pierre Rosanvallon, *Le moment Guizot*, Paris, 1985, p.225. Emile Mireaux, *Guizot et la renaissance de l'Académie des sciences morales et politiques*, Paris, 1957.

(7) ビュレの生涯については、例えば、「Néclorogie : Eugène Buret,» *Journal des économistes, revue mensuelle de l'économie politique, des questions agricoles, manufacturières, et commerciales*, tome III, 1842, 295-297を参照。この「葬送の辞」は次のように言う。「ド・シスモンディ氏とウージェーヌ・ビュレ氏が亡くなった。この二人は、同時に亡くなった、師と最も立派な弟子の一人であると言うことができる。というのは、ビュレは、ジュネーヴの著名な経済学者が主張した学説の最も進んだ化身 (personnification) だったからである。」(*Ibid.*, p.295)

リゴディアス・ヴェスは、ビュレとシスモンディの共通点を以下のように説明する。「ビュレは、シスモンディと同様に、経済学理論の四つの主要なドグマと戦う。つまり、無制限の生産、諸利害の自然的調和、自由競争、経済法則の自然の動きに対する国家の無介入のドグマである。」(Rigaudias-Weiss, *op.cit.*, p.94.) また、ビュレとヴィレルメは次のように比較されている。「二つの著作の書名が既にその観点の違いを示している——一方は、綿、羊毛、絹の工場において雇用される労働者の物理的・道徳的状態の正確な検証であり、他方は、貧困の正確な叙述を同じように含みながら、その上にその原因についての研究と、社会状態への基本的な批判を含んでいる——とはいえ、社会的災禍としての貧困の一覧が彼らの共通の目的である。」(*Ibid.*, p.29) 「結局、ビュレにおいては、経済・社会理論に由来する経済体制に対する基礎的な批判があり、ヴィレルメにおいては、とりわけ雇用者側からの社会改革の提案がある。この提案は、体制と雇用主への信頼から説明される。その実現については、彼自身殆ど考慮にいられていない。」(*Ibid.*, p.90.) cf. William H. Sewell, Jr., *Work & Revolution in France : The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge, 1980, pp.223-232.

(8) Eugène Buret, *De la misère des classes laborieuses en Angleterre et en France ; de la nature de la misère, de son existence, de ses effets, de ses causes, et de l'insuffisance des remèdes qu'on lui a proposés jusqu'ici ; avec l'indication des moyens propres à en affranchir les sociétés*, Paris, 1840, tome I, p.14. ビュレは、マルサス (T.-R. Malthus, 1766-1834) の『人口論 (An Essay on the Principles of Population)』(1798) については、シニカルな評価を与えている。「マルサスの体系は、レセ・フェールの正統な学説の必然的で正当な帰結であり、イギリスの最も優れた経済学者たちは、この学説を挙げて公言している。マルサスは、……社会科学に最も重要な機能 (service) を取り戻させた。彼は、社会科学が政治と完全に分離することを防いだのである。」(Buret, *op.cit.*, tome I, p.32.)

(9) *Ibid.*, tome I, p.15.

と批判される。「経済学のベーコン (Bacon)」であるアダム・スミスは、「富の研究を、生産の物的現象の検証に限定はしなかった。」<sup>(10)</sup>ところが、経済学者が経済学を富の科学と規定した時から、彼らは、「社会科学の目的は、国民の富の総額だけでなく、その成員の最も多数の幸福 (bien-être) をも、無限に増大させる点にある」<sup>(11)</sup>ことを忘れてしまった。労働者階級の貧困は、経済学者が言うような過渡的な現象ではない。富の増大に付随する社会的現象である。だからこそ、貧困の研究は、富の科学たる経済学にとって必要不可欠の部分であることをビュレは主張したのである。<sup>(12)</sup>

ビュレは、フランス革命によってもたらされた最上の近代的価値は、「労働」の復権にあると考える。「それ [所有権] を神聖なものにし、合法的な性格を与えるのは労働である」がゆえに、フランス革命は、「所有権を絶対不可侵 (à jamais inviolable) なものにするという認可 (sanction) を、労働に求めた」<sup>(13)</sup>のである。しかし、理論においても、現実においても、「労働」の神聖性はもはや剝奪された。経済学理論において、「労働」は一商品として扱われ、現実には、賃金は「可能な限り最低の価格」<sup>(14)</sup>まで低下しうる。

では、具体的に何が必要なのか。ビュレの研究は、この時代の多くの社会調査と同様、「記述的 (descriptive) かつ処方的 (prescriptive) という二重性」<sup>(15)</sup>を持ち、貧困を解決する諸手段に多くの頁を割いている。18世紀が「労働」の理念を復権させたとすれば、19世紀の課題は、それを事実の上で復権させることにある。「労働」が「容易な購入手段となること、最も確実で最も有利な手段」<sup>(16)</sup>になることが必要である。ビュレは、シスモンディと同様に、国家の介入を要求する。しかし、それは「生産と消費の均衡維持」よりも直接的な方法での貧困の廃絶を問題にしている。ビュレは、賃金労働者 (saliariés) を中世の農民と比較しつつ、「買い戻し (rachat)」を要求するのである。「労働以外にいかなる財産 (propriété) も持たない、今日の貧しい賃金労働者に対して行わなければならないことは、貧困という辛い隷属からの突然の解放ではなく、単に買い戻し的手段である。」<sup>(17)</sup>

ビュレの構想は、労働者生産アソシアシオンに関するビュシェの計画と共通点を持っている。つまり、雇用主と労働者の区別を廃絶すること、換言すれば、社会のすべての構成員が所有者になる

(10) *Ibid.*, tome I, p.5.

(11) *Ibid.*, tome I, p.34.

(12) cf. *Ibid.*, tome I, pp.13-14.

(13) *Ibid.*, tome I, p.47.

(14) *Ibid.*, tome I, p.18.

(15) Perrot, *op.cit.*, p.9.

(16) Buret, *op.cit.*, tome I, p.87

(17) *Ibid.*, tome I, p.90.

(18) ビュシェは、「親方 (maîtres) と労働者 (ouvriers) の間の区別を廃絶することによって、賃金労働者 (saliarié) 階級の大部分を漸次的な解放への道に導く」ことを労働者アソシアシオンの役割と捉えている。[P.-J.-B. Buchez], "Moyen d'améliorer la condition des salariés des villes," *Journal des sciences morales et politiques*, tome I, no.3 (le 17 décembre 1831), 36. 谷川稔訳, (河野健二編『資料フランス初期社会主義——二月革命とその思想——』平凡社, 1979年), 89頁。[訳文は必ずしも既訳に依らない。以下, 同様。]

こと、である。しかし、ビュレが労働者生産アソシアシオンに完全に同意していた訳ではない。ビュレにとって重要なのは、労働者の貧困を廃絶するトータルな視点である。勿論、小さなアソシアシオンの依拠する原理が、友愛と義務の原理であり、労働者の間に相互的連帯を確立するのに相応しいものであることをビュレは認める<sup>(19)</sup>。しかし、この手段だけでは、労働者の状況を改善するには十分ではない。さらに、職人組合のように、組織間の社会的戦争を呼ぶ可能性もある。

ビュレにとっても「アソシアシオン」は鍵概念だったが、それはビュシェとは異なる概念としても用いられている。「自分が消費するものを生産する手段、つまり自分の労働で生きる手段<sup>(20)</sup>」をすべての市民が持つことを妨げているのは、「資本と労働の間の内部抗争 (guerre intestine)<sup>(21)</sup>」であり、資本と労働という「生産の二つの要素のアソシアシオン、結合 (réunion)<sup>(22)</sup>」を図ることが国家の役割として求められる。階級間の宥和としてのアソシアシオン、そのための国家の介入という構想をビュレは持っていた。

ビュレは、労働者の状態を改善するために国家が実現すべきいくつかの計画を提示している。第一に、労働者に、アソシエの資格で産業に参加する手段を与えること、つまり、労働者の経営への参加である<sup>(23)</sup>。第二に、様々な立法と税体系に従って、所有を移転することである<sup>(24)</sup>。この漸進的・平和的な改革によって、資本と労働のアソシアシオン、つまり「小所有と大生産の融合<sup>(25)</sup>」をビュレは試みようとした。

### (3)

ビュレが社会調査によって労働者階級の貧困を科学的に分析したのに対し、印刷工のボワイエは、労働の現場から、喫緊に解決すべき貧困の問題を提起した<sup>(26)</sup>。その著作の序文に、主題と視点が提示されている。労働は、「公的富 (richesse publique)、一般的幸福 (bien-être général)、秩序、自由の

(19) Buret, *op.cit.*, tome II, pp.299-301.

(20) *Ibid.*, tome II, p.319.

(21) *Ibid.*, tome II, p.337.

(22) *Ibid.*, tome II, p.362.

(23) *Ibid.*, tome II, p.363.

(24) 第4編、第5章 (遺言、相続と贈与による所有の移転について)、第6章 (意志的あるいは強制的売却による所有の移転について)、第8章 (財政的構成あるいは税について) を参照。 *Ibid.*, tome II, pp.355-414.

(25) Rigaudias-Weiss, *op.cit.*, p.108.

(26) ボワイエは、1841年10月自殺した。幾つかの雑誌がこれを取り上げている。 *La Phalange : Journal de la science sociale, politique, nouvelles, industrie, littéraire, sciences, arts, etc., etc.*, 10<sup>e</sup> année, III<sup>e</sup> série, tome IV, no.23 (le 22 octobre 1841). *L'Atelier, organe des intérêts moraux et matériels des ouvriers*, 2<sup>e</sup> année. no.3 (novembre 1841). Auguste Lerminier, "De la littérature des ouvriers," *Revue des Deux Mondes*, vol.8 (1841), 955-976. また、死の3年後に次の著作が出版されている。 Adolphe Boyer, *Les conseils de prud'hommes au point de vue des ouvriers et de l'égalité des droits*, Paris, 1844.

源泉」<sup>(27)</sup>であるにも拘わらず、労働者は富が増大するにつれて、ますます貧しく惨めになっている。フランス革命によれば、労働者は政治的には自由であるが、労働とパンが不足しているのだから、社会的には自由ではない。「労働者は、公道 (la voie publique)<sup>(28)</sup>においては自由であり、法によってすべての市民に認められている保証に囲まれているというのに、作業場の敷居を跨いだ瞬間自由が消失してしまうのは、まったく奇妙である。<sup>(29)</sup>」

従って、最も緊急を要する社会改革は「労働の組織」<sup>(30)</sup>となる。確かに、社会主義者たちは、労働者の貧困に専心した。現在の社会体系を批判し、その矛盾を指摘した。しかし、彼らは、問題を解決するための具体的な手段を提示はしなかった。だからこそ、ボワイエは、直ちに実現可能な労働の組織に関する計画を自ら提出するのである。それは、無制限の競争、とりわけ機械の導入によって存在を脅かされている労働者の叫びだった。この困難な状況に直面している労働者は自らの手で自己解放をしなければならないし、それは可能であるとボワイエは主張する。「それ [労働問題] を覆っているヴェールを剥ぐのは、われわれプロレタリアの仕事である。」<sup>(31)</sup>

ボワイエは、労働者の状況を改善する二つの計画を提案している。第一に、労働裁判所 (conseils de prud'hommes) の改革である。この労働裁判所の役割は、ボワイエによれば、労資紛争を調停することに限定されない。すべての労働問題、別けても「強制的失業と労働の不規則性」<sup>(32)</sup>を取り扱うべきである。新たな労働裁判所は、かつて職人組合が行ったような労働供給のサービスを国家的規模で行うことかできると考える。第二の計画は、労働者生産アソシアシオンの発展を促すための国庫補助である。「労働者は労働手段を所持した日からでなければ真に自由になり解放されることはない」<sup>(33)</sup>のだから、労働者が労働手段を手に入れる唯一の手段である生産アソシアシオンを作る

(27) Boyer, *De l'état des ouvriers et de son amélioration par l'organisation du travail*, p.8.

(28) *Ibid.*, p.9.

(29) *Ibid.*, p.51.

(30) *Ibid.*, p.5.

(31) *Ibid.*, p.15.

(32) *Ibid.*, p.137. 労働裁判所の制度は、1806年、ナポレオンによって創設された。cf. J.-M. Jeanneuy et Margurite Perrot, *Textes de droit économique et social français 1789-1957*, Paris, 1957, pp.109-110. モロー (François-Etienne Mollot) は、弁護士の立場から、この制度の歴史と機能を検討している。cf. Mollot, *Considérations sur l'urgente nécessité d'instituer des prud'hommes à Paris*, Paris, 1839. Mollot, *De la justice industrielle des prud'hommes, expliquée aux ouvriers et à ceux qui les emploient, selon les lois, règlements et usages, et la jurisprudence des conseils de prud'hommes*, Paris, 1846. 最近の研究に関しては、『社会運動』誌の「労働裁判所」特集号を参照。“Les prud'hommes XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle,” sous la direction d'Alain Cottureau, *Le Mouvement social*, no.141 (octobre-décembre 1987). 言うまでもなく、労働裁判所の再組織は、とりわけリヨン蜂起以後労働運動の重要な課題である。cf. *L'écho de la fabrique* (1831-1834). [副題は二度変わっている。創刊号は、“Journal des chefs d'ateliers et des ouvriers en soie”であり、第1号 (le 30 octobre 1831) から第23号 (le 1<sup>er</sup> avril 1832) までは、“Journal industriel de Lyon et du département du Rhone”, 第24号 (le 8 avril 1832) からは“Journal industriel et littéraire de Lyon”となっている。]

(33) Boyer, *De l'état des ouvriers et de son amélioration par l'organisation du travail*, p.156.

ことは、その解放のために絶対的に要請されることであり、その設立、発展のためには、国家の援助が求められる。

ボワイエにおいても、直ちに実現可能な計画は、利害調停者としての国家の機能なくしてはありえない。「このアソシアシオンは、同じ目的、つまり統一と一般的幸福に向かって歩むが、すべての利害の調停者である権威 (l'autorité) によって指導され (dirigées), 指揮 (conduites) される。」<sup>(34)</sup> 「権力が、産業の頂点に立ち、産業を指導し保護すれば、公的繁栄に貢献すべきもののうちで無視されるものは何もないと思う。」<sup>(35)</sup>

勿論、ボワイエにおける「労働の組織」には、ビュレの構想以上に労働者アソシアシオンとの関連を見ることができる。ボワイエが提示する実行可能な方策は、労働者アソシアシオンの設立、発展の契機として捉えられている。しかし、敢えてこの二つの概念を範疇的に区別すれば、「アソシアシオン」が労働者の自律的な組織化を基礎にした社会変革を目指すのに対し、「労働の組織」は、社会的事実としての貧困の解決を国家の援助、介入に求める、と言うことができよう。

#### (4)

労働者階級の貧困を問題とし、それを解決する計画を提案するこの二人の著者は、いずれもフランス革命を否定してはいない。それどころか、フランス革命の理念から考察を始め、七月王政期におけるその理念と社会的現実との乖離を批判している。ビュレが言うように、労働を復権したのはフランス革命であり、ボワイエが言うように、「人間と市民の権利」を宣言することで労働者を政治的に解放したのはフランス革命である。しかし、フランス革命は社会的に労働者を解放するには十分ではなかった。彼らは、フランス革命を前提としつつ、それが提示した社会構成原理自体に孕まれる矛盾の顕在化を問題にしているとも言えよう。

経済学の立場から、諸国民の富の源泉が労働にあること、従って価値の生産は労働のみに帰属することを示すことによって、労働を聖化したのはスミスであり、だからこそ、ビュレもボワイエも、レセ・フェールの原理を批判しながらも、スミスを批判することはなかった。<sup>(36)</sup> ところで、フランスにおいて、政治の領域で労働を聖化したのは、シエース (Emanuel-Joseph Sieyès, 1748-1836) だった。第三身分の市民的権利を要求した時、シエースが依拠したのは、有用労働の概念であり、これを特権と戦う最大の武器にしたのである。<sup>(37)</sup> 農業労働だけが有用で生産的であるとする重農主義者 (physiocrates) の見解を踏み越えて、シエースは労働一般が有用であると主張する。<sup>(38)</sup> 労働が有用で

(34) *Ibid.*, p.157.

(35) *Ibid.*, p.149.

(36) cf. *Ibid.*, p.49. Buret, *op.cit.*, tome I, p.28.

(37) cf. Giovanna Procacci, *Gouverner la misère : La question sociale en France 1789-1848*, Paris, 1993, pp.78-79.

(38) Sieyès, *Préliminaire de la Constitution : Reconnaissance et exposition raisonnée des droits de*

あるのは、それが社会の他のメンバーの必要と欲求を満たすからだけではない。そのことを通じて社会的統一が図られるからである。「社会を支える労働」を担っている第三身分は、それゆえ「完全な国民 (une nation complète)<sup>(39)</sup>」を構成する。市民とは労働を担うものであり、国民国家は労働によって形成される。そして、実際、フランス革命は労働を市民の義務と措定した。「乞食委員会 (Comité de mendicité)」の委員長、ラ・ロッシュフーコーリアンクール (François La Rochefoucault-Liancourt, 1747-1827) は、1790年、委員会報告として次のように言う。「生きている者が、社会に対して『私を生きさせてくれ (faites-moi vivre)』と言う権利があるとすれば、社会は同様に『君の労働をこちらに寄せ (donne-moi ton travail)』と返答する権利がある。<sup>(40)</sup>」

所有が労働の結果であり、労働の指標であるからこそ、シエースは所有権を不可侵のものとした。「その身体 (personne) の所有は権利のうちの最初のものである。この第一の権利から、行為の所有と労働の所有が生じる。労働はその能力の有用な使用であるに過ぎない。それは、身体と行為の所有から明らかに生じる。……私がそれ [自己の労働] を注ぎ、投下した対象 (objet) は、すべての人の物だったように私の物だった。私は、最初の先占権を他の人よりも持ったのだから、それは他の人の物である以上に私の物だった。こうした条件は、この対象を私の排他的所有物とするのに十分である。<sup>(41)</sup>」しかし、有用労働という同じ論理が、シエースを「能動的市民」と「受動的市民」の区別へと導く。「一国のすべての住人は、受動的市民の権利を享受しなければならない。すべての人間は、その身体、その所有、その自由、その他の保護を権利として持っている。しかし、すべての人間が公的権力の形成において能動的に参加する権利を持っている訳ではない。すべての人間が能動的市民ではない。少なくとも現在の状態における女性、子供、外国人、そして公共機関 (établissement public) の維持に何ら貢献しない者は、公的な事柄に関して能動的に影響を及ぼしてはならない。<sup>(42)</sup>」所有の大きさが労働の大きさの指標だとすれば、納税額は、各人が国家に与える「貢献 (contribution)」の基準となろう。しかし、所有が労働の結果であることを認めるとしても、

---

、*l'Homme et du citoyen*, Versailles, 1789. p.7. この著作には、ここで使用したヴェルサイユ版の他に、1789年パリで発行された二つの版がある。

(39) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, Paris, 1789, nouvelle édition de P.U.F., 1982, p.28. 大岩誠訳, (岩波文庫, 1950年), 23頁。

(40) "Rapport du Comité de Mendicité, & exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail; par M. La Rochefoucault-Liancourt," *Gazette nationale, ou le Moniteur universel*, le 16 juillet 1790. cf. Procacci, *op.cit.*, p.65. Rosanvallon, *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris, 1990, pp.139-153.

(41) Sieyès, *Préliminaire de la Constitution*, p.6. ここにロック所有権論の影響を見ることができよう。ロックをはじめとする、シエースの「精神的系譜 (filiation spirituelle)」については、Paul Bastid, *Sieyès et sa pensée*, nouvelle édition revue et augmentée, Paris, 1970, pp.289-312 を参照。また、最近のシエースの伝記的研究として、Jean-Denis Bredin, *Sieyès: La clef de la Révolution française*. Paris, 1988 がある。

(42) Sieyès, *Préliminaire de la Constitution*, pp.13-14.

労働が必ずしも所有に到達できるわけではない。市民が労働を担う者と規定されても、一定数の人間は、「真の能動的市民、アソシアシオンの真のメンバー<sup>(43)</sup>」になることはできない。

勿論、フランス革命において、貧困が直ちに各人の無能力の問題に帰せられた訳ではない。寧ろ、貧困は国家が解決すべき中心的課題であったと言ってもいいだろう<sup>(44)</sup>。あらゆる中間集団を廃絶し、国家と個人の間の直接的な関係を志向すれば、一方において、貧困問題の解決、公的扶助の組織は「国家の任務 (service national)」であるという原則が成り立つ<sup>(45)</sup>。ル・シャプリエは、コルポラシオンを廃止した以上、「生存のために労働を必要とする者に労働を供給し、身体障害者に援助を与えるのは、国家であり、国家の名における公吏である<sup>(46)</sup>」と宣言している。しかし、フランス革命は能力の「有用な使用」の発展を妨げていた封建的特権を廃止した。それは、他方において、公的扶助が「個人的責任の原理と、労働による社会的統合の義務<sup>(47)</sup>」によって補完されるものでなければならないことを意味しているのである。

その後のフランス経済の発展は、貧困問題を個人と国家という二分法で捉えることの矛盾を露呈させた。産業化が本格的に進行する七月王政期において、貧困の増大は産業化の進展に必然的に伴うものであることが認識され、貧困問題は「個人」には還元されえない「階級」の問題として捉えられたのである<sup>(48)</sup>。ビュレが解明したのは、まさに労働者階級の貧困が資本と労働の分離に起因する社会的事象だということだった。ボワイエが恐れたのは、単にフランスの労働者階級の状態ではなく、資本主義の先進国であるイギリス労働者階級の状態だった。イギリスの状況は、労働者階級の貧困は資本主義が発展するに従って増大するという確信を彼に与えている<sup>(49)</sup>。

七月王政期における「アソシアシオン」概念の転換、つまり国家というアソシアシオンから中間集団としてのアソシアシオンへの転換は、労働者階級の貧困という新たな社会認識と機を一にしているものであり、「労働の組織」という概念もまた、革命期の公的扶助の理念から変質している。

---

(43) *Ibid.*, p.14.

(44) cf. Procacci, *op.cit.*, p.14. プロカッチは、「貧困に関する同様の政治的概念、社会的安定のためにはそれが戦術的に重要性であるという同様の確信、扶助へと向かわせる世俗化と国有化という同様の方向性」を挙げ、フランス革命における貧困問題対策の継続性を強調している。( *Ibid.*, p.66.) [下線は原文イタリック。以下、同様。]

(45) cf. *Ibid.*, p.69.

(46) “Rapport par Le Chapelier sur les assemblées de citoyens du même état à la séance du mardi 14 juin 1791 de l’Assemblée Nationale,” *Archives parlementaires de 1789 à 1860, recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises*, Première série (1789 à 1799), tome XXVII (du 6 juin au 5 juillet 1791), Paris, 1887, p.210.

(47) Rosanvallon, *L’Etat en France*, p.153.

(48) ローザンヴァロンは、フランス革命期と1830年以後を比較し、次のように言う。「貧民 (indigent) が個人であったのに対し、窮乏状態 (paupérisme) は労働者階級において支配的な、巨大な社会的事象である。」( *Ibid.*, p.155.) cf. Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale 1850-1940 : Essai sur les origines de la sécurité sociale en France*, Nancy, 1989, pp.7-12.

(49) cf. Boyer, *De l’état des ouvriers et de son amélioration par l’organisation du travail*, p.33.

1840年の「労働の組織」は、中間集団としてのアソシアシオンの実践に媒介されたものとして構想されており、国家と個人という二分法において問題が捉えられている訳ではない。『アトリエ』の編集者を務めた<sup>(50)</sup>ボワイエにおいては勿論のこと、ビュレの社会調査の結論は、フーリエ派への期待によって終わっている<sup>(51)</sup>のである。自律的な運動としてのアソシアシオンをどのように射程に入れつつ社会を再組織化するか、それが1840年の課題であったと言えるだろう。

#### 第4節 『労働の組織』の主題 —「能力」主義を越えて—

##### (1)

ルイ・ブランの『労働の組織』は、1840年の人々に熱狂的に受け入れられ、そして1848年、著者自身の「政治家」としての失脚とともに葬り去られた著作<sup>(52)</sup>である。最近のルイ・ブラン研究史を見ても、先に挙げた1961年のルーベルの伝記的研究、1980年のユミリエールの文献学的研究がある程度で、その本格的な思想史的検討はいまだになされていないと言ってよい。ルイ・ブランの思想の中核をなす『労働の組織』は、一方において「国家社会主義」<sup>(53)</sup>という展望なき思想のイメージを刻印され、他方において、思想としての独自性のない、従って検討するに値しない著作と見なされる。例えば、アンドレ・ゲランは、ユミリエールの研究を踏まえつつ、『労働の組織』は、折衷的な著作でそのオリジナリティーに欠けると結論づけている<sup>(54)</sup>。しかし、ローザンヴァロンがフランス革命以後の普通選挙の歴史を書く時、ルイ・ブランはやはり無視しえぬ存在であったし、プロカッチがフ

(50) cf. Armand Cuvillier, *Un journal d'ouvriers : "L'Atelier" (1840-1850)*, Paris, 1954, p.201.

(51) 「フーリエの弟子たちは、アソシアシオンの新しい科学において最も進んだ師 (maîtres) であるようにわれわれには思われる。」(Buret, *op.cit.*, tome II, p.491.)

(52) ローズは、ルイ・ブランに関する論文の冒頭で述べている。「1848年革命は幾多の令名を破滅させたが、ルイ・ブランの破滅の例ほど突然で惨めなものを挙げることはできない。その年の初めには、革命的大衆によって選ばれた代理人、民主的・社会的共和国の筆頭者であり、その年の終わりには、ルイ・ブラグ(笑い草)、つまり祖国も党もない面汚しの亡命者なのである。」(R.-B.Rose, "Louis Blanc : The Collaspe of a Hero," E. Kamenka and F.-B. Smith (eds.), *Intellectuals and Revolution : Socialism and the Experience of 1848*, London, 1979. p.31.

(53) cf. Maxime Leroy, *Histoire des idées sociales en France*, tome II, De Babeuf à Tocqueville, Paris, 1950, p.455. Elie Halévy, *Histoire du socialisme européen*, Paris, 1948, nouvelle édition revue et corrigée, 1974, pp.84-86.

(54) cf. André Gueslin, *L'invention de l'économie sociale ; Le XIX<sup>e</sup> siècle français*, Paris, 1987, pp. 139-141.

(55) cf. Pierre Rosanvallon, *Le sacre du citoyen : Histoire du suffrage universel en France*, Paris, 1992.

ランス革命から1848年革命までの貧困に関する思想史を考察する時、『労働の組織』は七月王政期の分析に不可欠の著作として現れている<sup>(56)</sup>。

ルイ・ブランを単線的な社会主義思想史上に無媒介に位置づけようとするれば、その固有の意義は見失われよう<sup>(57)</sup>。問題は、普通選挙要求という政治改革とアソシアシオン創出という社会改革の二重の運動が展開される1840年の歴史的状況において、ルイ・ブランの『労働の組織』を捉えることにある。それは、ルイ・ブランがいかにかフランス革命の理念を問い、いかにかその矛盾を乗り越えようとしたか、という問題に答えることでもあろう。「政治改革なしに社会改革は不可能である。社会改革が目的であるとするれば、政治改革は手段である<sup>(58)</sup>」と言う時、ルイ・ブランは、まさにフランス革命と対峙しつつ、自らの構想を展開しようとしているのである。

(56) cf. Procacci, *op.cit.* pp.270-279.

(57) cf. Roger Garaudy, *Les sources françaises du socialisme scientifique*, Paris, 1948, pp.141-145. 平田清明訳, (ミネルヴァ書房, 1958年), 215-221頁。

(58) cf. Procacci, *op.cit.*, p.276.

(59) *O.T.*(1840), p.96. *O.T.*(1841), p.68. 1845年版以降、第6章「二重の改革の必要性」は削除され、内容的にこれに相当する部分は序論として書かれている。この引用箇所に対応するのは次の部分である。「社会改革に専心することが必要であるとしても、政治改革を推進することもまた必要である。なぜなら、前者が目的であるとするれば、後者は手段だからである。」*O.T.*(B.1845), P.22. *O.T.*(P.1845), p.xviii. *O.T.*(1847), pp.13-14. *O.T.*(1850), p.12. *O.T.*(Q), p.13.

本稿の考察は基本的に1840年版に基づいているが、参考までに、1840年版と1850年版の目次を掲げておく。

#### 【1840年版】

##### 第1章

第2章 競争は民衆にとって皆殺しの体系である

第3章 競争はブルジョワジーにとって破滅の原因である

第4章 イギリスの例によって断罪される競争

第5章 競争は必然的にフランスとイギリスの間の致命的な戦争を導く

第6章 二重の改革の必要

結論

#### 【1850年版】

##### 序論

##### 第1編 工業

###### 第1章

第2章 競争は民衆にとって皆殺しの体系である

女性の労働

男性の労働

トロワ (Troyes) の産業統計

第3章 競争はブルジョワジーにとって破滅の原因である

第4章 イギリスの例によって断罪される競争

第5章 工業労働の組織——工業の社会的作業場

##### 第2編 農業労働

第1章 大耕作体系の採用以外に田園に救いはない

ビュレやボワイエと同様、ルイ・ブランにとっても、この時期の最大の問題は労働者の貧困であり、『労働の組織』は、貧困の原因としての無制限の競争に対する徹底的な批判として書かれている。彼にとって、「一定数の労働者の排除に至る賃金の組織的低下が無制限の競争の不可避的結果である」<sup>(60)</sup>ことは自明だった。単純な労働市場の例によって、競争の構造は次のように説明される。「労働者に関する競争とは何か。それは競売に掛けられる労働である。企業主がひとりの労働者を必要とし、三人の労働者が現れる。——あなたの労働はいくらにつきますか？——3フランです。私には妻子があります。——では、あなたの方は？——2フラン半です。私には子供はいませんが、妻がいます。——それはいい。ではそちらの方は？——2フランで十分です。私は独身です。——では、あなたにしよう。これで終了し、市場は閉まる。排除された二人のプロレタリアはどうなるのだろうか。……三人の中で最も幸運な者に関しても、その勝利は仮のものに過ぎない。二日のうち一日は断食することのできるほど頑強な第四の労働者がやってくる。値引きの傾向は極限にまで進むだろう。おそらく、新たな賤民、強制労働 (bagne) のための新たな募兵 (recrue) が現れるのだ。」<sup>(61)</sup>

ゝ第2章 フランスの農業の衰退は小耕作体系の応用、土地の過剰な細分化に帰せられなければならない

第3章 フランスにおいては、個人主義の原理ではなく、アソシアションと共同所有の原理とともに、かつその原理と組み合わせて、大耕作システムを確立しなければならない

第4章 農業労働の組織——農業の社会的作業場

以上2編の法案の形式での要約

第3編 文芸労働

第1章 悪の本質とは何か

第2章 提案された救済策の無力と不条理

第3章 文芸労働の組織——社会的書肆

第4編 信用

第1章 資本の利子は原則として合法的 (légitime) ではない

第2章 個人主義と競争の体制では、資本の利子の廃止は不可能であり、すべての人間に対する信用の無償化あるいは信用の民主的組織はアソシアションによってしか可能ではない

第3章 信用の民主的組織——国家銀行

地方における高利

通知

いくつかの反論に対する回答

\* \* \*

ルイ・ブランは、1841年版から、文芸労働に関する章と「いくつかの反論に対する回答」を加えている。第2編と第4編は、1850年版で付け加えられた。

(60) O.T.(1840), p.21. O.T.(1841), p.13. O.T.(B.1845), p.45. O.T.(P.1845), p.11. O.T.(1847), p.32. O.T.(1850), p.27. O.T.(Q), p.31.

(61) O.T.(1840), pp.18-19. O.T.(1841), p.11. O.T.(B.1845), pp.43-44. O.T.(P.1845), pp.9-10. O.T.(1847), p.30. O.T.(1850), p.26. O.T.(Q), pp.29-31.

賃金の下落に関するルイ・ブランの認識は、ビュレと共通している。ビュレにとって、社会的現実の批判は経済学理論の批判と並行的なものであり、それ故、「労働」=商品の理論が徹底して叩かれなければならない。しかし、ルイ・ブランにとっては、レセ・フェールの理論ではなく、その現実を形成している政治的枠組みこそが問題だった。「貧民は社会の成員なのか、敵なのか」<sup>(62)</sup>、「競争は貧民に労働を『確保する (ASSURER)』手段なのか」と問う時、ルイ・ブランがフランス革命の「自由」を問題にしていることは明らかである。競争が「自由」の経済的表現であるとするれば、その「自由」の原理が問われなければならないのである。「自由、これこそ、獲得すべきものである。しかし、真の自由、万人にとっての自由、この自由は、その不滅の姉妹である平等と友愛のないところでは探し出すことはできない」<sup>(64)</sup>。「野蛮状態 (état sauvage) の自由は、力の不平等と結合し、身体の不自由な人間を敏捷な人間の餌食にするだから、実際には、忌まわしい抑圧でしかない」<sup>(65)</sup>。労働者に労働を確保する手段たりえないどころか、労働を奪うことになる競争システムは、近代的「自由」の名に値しないのである。

そして、ルイ・ブランは、この問題を「自然権」批判として展開する。「抽象的な方法で考えられる権利は、つけ込まれた民衆 (peuple abusé) を1789年以来引きつけている幻影 (mirage) である。民衆にとって、権利は、民衆に与えられるべきだった生きた保護に取って代わった形而上学的で死んだ保護である。権利は、憲章で仰々しくかつ不毛に宣言されたが、個人主義体制の発端が不正だった点、貧民の放棄が野蛮だった点を隠蔽するのに役立つに過ぎない。自由を権利という言葉で規定したために、飢餓の奴隷、寒気の奴隷、無知の奴隷、偶然の奴隷が自由人 (hommes libres) と呼ばれるに至ったのである。だから、もう一度すべての自由に関して言おう。自由は、授けられる『権利 (DROIT)』だけではなく、正義の支配の下で、法の保護の下で、諸能力を行使し発展させることができるよう人間に与えられる『権力 (POUVOIR)』にも存するのである」<sup>(66)</sup>。

普遍的、抽象的「自然権」は、実質的な権利を保証しない。政治的には、「貧民」=労働者は市民としてその自然権を保証されていながら、投票権は奪われている。経済的には、所有への権利は形式的には認められているにも拘わらず、所有に接近することはできず、さらには所有に接近する唯一の手段である労働からも遠ざけられている。労働者は、形式的には市民でありながら、実質的には市民ではない。だから、問題は、労働者を実質的に市民たらしめる社会構想を示すことにある。

(62) O.T.(1840), p.15. O.T.(1841), p.9. O.T.(B.1845), p.41. O.T.(P.1845), p.7. O.T.(1847), p.28. O.T.(1850), p.25. O.T.(Q), p.28.

(63) O.T.(1840), p.18. O.T.(1841), p.11. O.T.(B.1845), p.43. O.T.(P.1845), p.9. O.T.(1847), p.30. O.T.(1850), p.26. O.T.(Q), p.29.

(64) O.T.(B.1845), p.26. O.T.(P.1845), p.xxi. O.T.(1847), p.16. O.T.(1850), p.14. O.T.(Q), p.16.

(65) O.T.(B.1845), p.26. O.T.(P.1845), p.xxi. O.T.(1847), p.16. O.T.(1850), p.15. O.T.(Q), p.16.

(66) O.T.(B.1845), pp.29-30. O.T.(P.1845), pp.xxiii-xxiv. O.T.(1847), p.19. O.T.(1850), p.17. O.T.(Q), pp.18-19.

(3)

ルイ・ブランの『労働の組織』は、ボワイエのように、労働者階級を貧困から救済するための直ちに実行可能な方策として主張されたのではない。ルイ・ブランにとっては、労働者階級の利害を守るのではなく、トータルな社会構想を示すことがつねに問題になっている。だからこそ、競争は「民衆にとって皆殺しの体系<sup>(67)</sup>」であるだけでなく、「ブルジョワジーにとっての破滅の原因<sup>(68)</sup>」でもあり、従って社会全体にとっての災禍である、と批判されるのである。

競争による貧困を直接的原因とする社会的悪として、まず犯罪の増加が挙げられる。競争によって労働を奪われた労働者は、「乞食を禁じる法律がある<sup>(69)</sup>」以上、私的慈善に訴えることはできない。国家による労働供給が機能しないとすれば、「個人的責任の原理」が労働者を圧迫するだけである。生き延びる道は、窃盗以外にない。これは、労働者階級の道徳的頹廃だけではなく、所有を原則とする社会全体に対する脅威を意味する。「競争は、だから貧民の生存と同様に富者の安全にとって致命的である。」<sup>(70)</sup>

もうひとつの不吉な結果は家族の解体である<sup>(71)</sup>。ルイ・ブランは、内縁関係 (concubinage)、捨て子 (enfants trouvés)、嬰兒殺し (infanticide)、売春、その他の「社会悪」は貧困に直接起因すると考える。家族の解体は、近代社会のシステムそのものを破壊する可能性をもつ。ルイ・ブランが労働者の物理的・道徳的・知的状態の改善を主張するのは、それが社会秩序の回復のために必要だからであり、労働者階級の代理人として語っているわけではない。「ある階級が抑圧されている国民は、脚に傷を負っている人間に似ている。病んだ脚は、健康な脚を動かなくさせる<sup>(72)</sup>」、「社会全体が上昇するか、社会全体が下降するか<sup>(73)</sup>」という問題意識が、この著作を貫徹している。

さらに、生産における競争の原理、つまり「安価 (bon marché)」の原理は、何よりもまずブル

---

(67) O.T.(1840), p.15. O.T.(1841), p.9. O.T.(B.1845), p.41. O.T.(P.1845), p.7. O.T.(1847), p.28. O.T.(1850), p.25. O.T.(Q), p.28.

(68) O.T.(1840), p.58. O.T.(1841), p.40. O.T.(B.1845), p.90. O.T.(P.1845), p.58. O.T.(1847), p.76. O.T.(1850), p.57. O.T.(Q), p.71.

(69) O.T.(1840), p.16. O.T.(1841), p.10. O.T.(B.1845), p.42. O.T.(P.1845), p.8. O.T.(1847), p.29. O.T.(1850), p.25. O.T.(Q), p.28.

(70) O.T.(1840), p.34. O.T.(1841), p.23. 1845年版以降、この部分は大幅に書き換えられている。該当箇所は、次の部分に見いだせる。「貧困の母たる競争は、前者 [貧者] にとっては呵責なき暴政であり、後者 [富者] にとっては永続的な脅威である。」 O.T.(B.1845), p.67. O.T.(P.1845), p.34. O.T.(1847), p.54. O.T.(1850), p.44. O.T.(Q), p.53.

(71) O.T.(1840), p.37. O.T.(1841), pp.24-25. O.T.(B.1845), p.75. O.T.(P.1845), p.42. O.T.(1847), p.61. O.T.(1850), p.49. O.T.(Q), p.59.

(72) O.T.(1840), p.12. O.T.(1841), p.7. O.T.(B.1845), p.38. O.T.(P.1845), p.4. O.T.(1847), p.26. O.T.(1850), p.23. O.T.(Q), p.26.

(73) O.T.(1840), p.12. O.T.(1841), p.7. O.T.(B.1845), p.38. O.T.(P.1845), p.4. O.T.(1847), p.26. O.T.(1850), p.23. O.T.(Q), pp.25-26.

ジョワジーの生存そのものにとって脅威となる。「安価、それは独占という高度な仕事の執行者であり、中間的産業、中間的商業、中間的所有の吸い上げポンプである。一言で言えば、産業的寡頭支配 (oligarchie) の利益のための、ブルジョワジーの根絶である。」<sup>(74)</sup> 競争はブルジョワジーの基本原理解たりえないのである。「ブルジョワジーは、暴政の原理である無制限の競争の上にその支配を確立した。……その無制限の競争によって、ブルジョワジーが減びるのを今日われわれは目撃している。」<sup>(75)</sup>

一方、国民経済の視点からも、競争は否定される。「この競争は、消費の源泉を枯らす傾向にあり、生産を飽くなき活動に追いやる。」<sup>(76)</sup> 無制限の生産は消費の限界性と矛盾するゆえに、生産と消費の均衡維持が人為的に図られなければならない、というシモンディ的認識をルイ・ブランは持っていた。『労働の組織』に「イギリスの例によって断罪される競争」<sup>(77)</sup> を設けたのは、フランス国民経済の視点に立ってのことであり、イギリスとは異なるフランスの産業化を要請するためだった。

#### (4)

このような認識に立って具体的に構想されたのが、「アソシアシオン」の原理に基づく「社会的作業場 (ateliers sociaux)」である。基本的にサン・シモン主義に依拠していると言われるその「アソシアシオン」<sup>(78)</sup> 概念は、「競争」<sup>(79)</sup> と対極的な概念として捉えられる。そして、「アソシアシオンは普遍的であるという条件においてしか、<sup>(80)</sup> 進歩を構成しない」のだから、「社会的作業場」の計画は競争システムの全面的な否定となるはずである。

(74) O.T. (1840), pp.59-60. O.T. (1841), p.41. O.T. (B.1845), p.91. O.T. (P.1845), p.59. O.T. (1847), p.77. O.T. (1850), pp.57-58. O.T. (Q), p.72.

(75) O.T. (1840), p.13. O.T. (1841), p.7. O.T. (B.1845), p.39. O.T. (P.1845), p.5. O.T. (1847), pp.26-27. O.T. (1850), p.23. O.T. (Q), p.26.

(76) O.T. (1840), p.61. O.T. (1841), p.42. O.T. (B.1845), p.92. O.T. (P.1845), p.60. O.T. (1847), p.78. O.T. (1850), p.58. O.T. (Q), p.72.

(77) O.T. (1840), pp.70-86. O.T. (1841), pp.49-60. O.T. (B.1845), pp.99-111. O.T. (P.1845), pp.67-79. O.T. (1847), pp.85-96. O.T. (1850), pp.62-69. O.T. (Q), pp.78-87.

(78) cf. Jean Walch, *Michel Chevalier, économiste saint-simonien 1806-1879*, Paris, 1975, p.444. なお、ルイ・ブランはサン・シモン主義を綿密に検討している。cf. Louis Blanc, *Révolution française ; Histoire de dix ans 1830-1840*, tome III, Paris, 1843, pp.96-139, pp.345-366.

(79) 「競争の上にアソシアシオンを接ぎ木するというのは貧しい思想である。去勢された男を両性具有者に置き換えることである。」(O.T. (1840), p.65. O.T. (1841), p.45. O.T. (B.1845), p.95. O.T. (P.1845), p.63. O.T. (1847), p.81. O.T. (1850), p.60. O.T. (Q), p.75.)

(80) O.T. (1840), p.65. O.T. (1841), p.45. O.T. (B.1845), p.95. O.T. (P.1845), p.63. O.T. (1847), p.81. O.T. (1850), p.60. O.T. (Q), p.75.

ルイ・ブランとかつてサン・シモン派の重要なメンバーだったミシェル・シュヴァリエの論争の基礎には、アソシアシオンに関する視点の違いがある。シュヴァリエは、1848年の著作で「自由社会における労働の組織」として貯蓄金庫 (la caisse d'épargne), 労働裁判所, 成人学校 (les cours d'adultes), 年金基金 (la caisse des retraites), 労働者手帳 (le livret) を考え、アソシアシオンの精

「社会的作業場」の設立は国家の強制力を必要とする。この認識が彼の構想を労働者アソシアシオンとは異質なものにしている。「社会的作業場」を創設する主体は労働者ではなく、国家である。「政府は社会的作業場の唯一の創設者と見なされるのだから、政府が規約 (statut) を起草する。この規約の作成は、国民の代表によって討議、採決され、法の形式と力を持つことになる。」<sup>(81)</sup>ここでルイ・ブランは「労働権 (droit au travail)」という言葉は使っていないものの、これは「労働権」を実効たらしめるための「法の形式と力」の要求であろう。

ビュシェの労働者アソシアシオンの構想においては、国家の役割は資金の貸付に限定されており、またその国家の役割は「博愛的な団体 (réunion philanthropique)」によって代替可能なものとされていた。<sup>(82)</sup>アソシアシオンの主体は飽くまで労働者であり、だからこそ、この構想は1840年に『アトリエ』に引き継がれ、<sup>(83)</sup>労働運動に広範な影響力を与えることができた。勿論、ルイ・ブランが、労働運動の自律性の論理を考慮に入れていなかった訳ではない。「第一年度中、社会的作業場の設立が続く以前には、政府が機能の位階制を定めるだろう。第一年度が過ぎれば、事態は同じではなくなる。労働者はお互いを評価しあう時間を持ち、後に見るように、全員がアソシアシオンの成功に同じように関心を持つから、位階制は選挙原理から出発する。」<sup>(84)</sup>「各作業場は、第一年度が過ぎると、独力でやっていけるので、政府の役割は、同種のすべての生産センターの関係の維持を監視すること、共通規約の原理からの逸脱を阻止することに限られる。」<sup>(85)</sup>しかし、「社会的作業場」は、労働運動の論理から発想されたものではなかった。ルイ・ブランは、競争システムに取って代わる、社会

---

、神の最も重要な応用のひとつとして労働者の利益への参加を検討している。結論として、「産業を間近に検討すると、アソシアシオンのシステムについて思われている以上に多くの兆候が既にある。既に存在し、多くの点で自発的に現れているこの種のを発展させることだけが問題であり、かくして、時代の要請に適合するものがすべての人間のために訪れる」と述べられている。Michel Chevalier, *Lettres sur l'organisation du travail, ou études sur les principales causes de la misère et sur les moyens proposés pour y remédier*, Paris, 1848, p.315. 両者の論争については、Jean Walch, *Michel Chevalier*, chapitre VI を参照。

(81) O.T.(1840), p.109. O.T.(1841), pp.76-77. O.T.(B.1845), p.118. O.T.(P.1845), p.86. O.T.(1847), p.103. この部分は1850年版以降のように書き換えられている。「社会的作業場に託された規約 (Statuts) の起草は、国民の代表によって討議され、票決されるだろう。規約は法の形式と力を持つだろう。」(O.T.(1850), p.71. O.T.(Q), p.89.)

(82) cf. [Buche], *op.cit.*, 38. 訳, 93 頁。

(83) ビュシェとアトリエ派の関係については、以下を参照。Armand Cuvillier, *P.-J.-B. Buchez et les origines du socialisme chrétien*, Paris, 1948. Armand Cuvillier, *Un journal d'ouvriers : "L'Atelier" (1840-1850)*, Paris, 1954.

(84) O.T.(1840), p.110. O.T.(1841), p.77. O.T.(B.1845), pp.118-119. O.T.(P.1845), pp.86-87. O.T.(1847), p.103. 1850年版以降、「政府 (gouvernement)」が「国家 (Etat)」に代わり、他にも若干の語句の修正が見られる。O.T.(1850), p.71. O.T.(Q), p.89.

(85) O.T.(1840), pp.116-117. O.T.(1841), p.82. O.T.(B.1845), p.125. O.T.(P.1845), pp.91-92. O.T.(1847), p.108. 1850年版以降、「政府 (gouvernement)」が「国家 (Etat)」に代えられている。O.T.(1850), p.78. O.T.(Q), p.99.

全体を規制しうるシステムを提示しようとしたのであり、『アトリエ』の構想とは異なり、「社会的作業場」への資本家の参加を認めるのはその当然の帰結だったと言える。<sup>(86)</sup>

「社会的作業場」は、何よりも競争システムによって破壊された社会秩序の再建という課題を担うものであり、ルイ・ブランは、特殊的利害と一般的利害を経済的かつ道徳的に一致させる構想としてこれを提示したのである。1845年2月の『論争紙』上で、ルイ・ブランはミシェル・シュヴァリエの反論に対する回答として次のように述べている。「われわれが設立を提案する社会的作業場においては、各労働者は利益に参加するのだから、個人的利益 (intérêt personnel) の分け前は、矛盾なく行われる。但し、利益は、全員にとって上昇しない限り、ある一部の人間にとって上昇することはありえない。かくして競争心 (émulation) は枯渇されることなく、純化される。個人的利益は、憎悪への刺激であることをやめて、調和の手段、友愛への奨励となる。個人的刺激は、そのエネルギーをまったく失わず、道徳的なものになる。<sup>(87)</sup>」競争システムに対する「社会的作業場」の経済的利点は「協同生活 (la vie en commun) による節約」と労働者の参加への意志による生産の上昇にある<sup>(88)</sup>と主張されているが、生産力の問題はむしろ二次的なものであろう。<sup>(89)</sup>ルイ・ブランの力点はこの構想が経済的改革と道徳的改革を同時に実現しうることに置かれている。「産業的改革は、ここでは、現実に、深遠な道徳的革命となるだろう。あらゆる説教家の講話やあらゆる道徳家の忠告をもって一世紀かかる以上のことを一日で変えてしまうだろう。」<sup>(90)</sup>既に述べたように、『進歩雑誌』の「序言」に示された社会秩序回復のための課題には、「政治的統一」「社会的統一」に並んで「道徳的統一」が挙げられていた。

---

(86) 「資本家はアソシアシオン内に招かれ、投入した資本の利子を受けるだろう。その利子は予算の上で彼らに保証される。しかし、彼らは労働者の資格によってしか利益 (bénéfices) に参加することはないだろう。」(O.T.(1840), pp.111-112. O.T.(1841), pp.78-79. O.T.(B.1845), p.120. O.T.(P.1845), p.88. O.T.(1847), pp.104-105. O.T.(1850), p.72. O.T.(Q), 90.) この点は、『アトリエ』と原理的に対立する。「資本家を利益の共同分配者の資格でアソシアシオン内に認めることは決してありえないことを原則として認めなければならない。換言すれば、労働だけ (seul) が、分配への権利を持つのでなければならない。」(“Réforme industrielle : De l’association ouvrière,” *L’Atelier, organe des intérêts moraux et matériels des ouvriers*. 1<sup>ère</sup> année, no.6 (février 1841), 43. 谷川稔訳、河野編、前掲書、281頁。)

(87) Louis Blanc, “Au rédacteur,” *Journal des débats politiques et littéraires*, no. du 17 février 1845. これは、1847年版以降『労働の組織』の巻末に付録として収められている。O.T.(1847), p.138. O.T.(1850), p.194. O.T.(Q), p.252.

(88) O.T.(1840), p.112. O.T.(1841), p.79. O.T.(B.1845), p.120. O.T.(P.1845), p.88. O.T.(1847), p.105. O.T.(1850), p.76. O.T.(Q), pp.96-97.

(89) これに対して、シュヴァリエの生産力主義の立場は、前掲書の第1論文「民衆の進歩は生産の増大を要求する (Le progrès populaire exige l’accroissement de la production)」, 第2論文「生産の増大は資本の増大を要求する (L’accroissement de la production exige l’accroissement du capital)」に示されている。Chevalier, *op.cit.*, pp.1-38.

(90) O.T.(1840), pp.126-127. O.T.(1841), p.89. O.T.(B.1845), p.130. O.T.(P.1845), p.99. O.T.(1847), p.115. O.T.(1850), p.82. O.T.(Q), p.104.

労働者アソシアシオンに対する「社会的作業場」の特徴は、その利益分配に関して顕著に現れる。「社会的作業場」では、「毎年、純益の報告が行われるが、その純益は三つの部分に分かれる。一部は、アソシアシオンの会員間に平等な割合で分配される。一部は、(1)老人、病人、身体障害者 (infirmes) の扶養費 (entretien) に、(2)すべての産業はお互いに援助・扶助しあわなければならないのだから、他の産業に押し寄せる恐慌の軽減に充てられる。最後に、第三の部分は、アソシアシオンが無限に発展できるよう、アソシアシオンの一員たらんとする者に、労働手段を供給することに充てられる。<sup>(91)</sup>」

確かに、会員間の相互扶助は、フランス革命以前から職人組合の原理だった。職人組合は、徒弟修業を終え、親方になる以前の職人が互いに助け合う一種の共同体であり、会員が職を求めている時や病気の時にはこの共同体が援助した。<sup>(92)</sup>ポワイエが言うように、『アトリエ』の目指す労働者アソシアシオンは、職人組合の排他主義や封建的性格を排除しつつ、その「アソシアシオンの精神」を受け継ぐものだった。<sup>(93)</sup>

しかし、『アトリエ』によって起草された労働者アソシアシオンの「契約 (Contrat)」(1841年)には、『労働の組織』に見られる「老人、病人、身体障害者の扶養費」に関する条項は存在しない。『アトリエ』自身はこの点について次のように説明している。「われわれの『契約』に病人、子供、老人に与える扶助に関する条項がないことは、おそらく驚かれるだろう。われわれはこの条項を故意に外した。実際、現代において『アソシアシオン (Association)』が困難であること、競争とも、そしておそらく他の障害とも戦わなければならないことを忘れてはならない。ところで、アソシアシオンが病人、子供、老人を扶助することを引き受けたとすれば、たったひとつの病気でもアソシアシオンを破滅させるには十分となるだろう。<sup>(94)</sup>」

扶助条項の欠如は、「困難な」状況からだけではなく、七月王政期の労働者アソシアシオンの思

(91) O.T.(1840), pp.110-111. O.T.(1841), pp.77-78. O.T.(B.1845), p.119. O.T.(P.1845), p.87. O.T.(1847), p.104. 1850年版以降、次のように書き換えられている。「獲得された純益の一部だけが、アソシアシオンのメンバーの間で分配され、この利益の一部は老人、病人、身体障害者に割り当てられなければならない。そして別の一部は、すべての産業を連帯させることが問題であるのだから、別の産業に襲いかかる恐慌の緩和に割り当てられるだろう。」 O.T.(1850), p.72. O.T.(Q), p.90.

(92) 職人組合については、Jean-Pierre Bayard, *Le compagnonnage en France*, Paris, 1977. Jean Bernard, *Le compagnonnage, rencontre de la jeunesse et de la tradition*, 2 vols. Paris, 1982 を参照。

(93) Boyer, *De l'état des ouvriers et de son amélioration par l'organisation du travail*, pp.53-59.

(94) "Réforme industrielle : De l'association ouvrière," *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.5 (janvier 1841), 38. 訳, 287頁。なお、1843年の「労働者アソシアシオン契約」では、「老齢、身体障害、その他すべての正当な理由で退会する会員」についての規約が設けられている。cf. "Contrat d'association ouvrière," *L'Atelier*, 3<sup>e</sup> année, no.5 (janvier 1843), 39.

想的枠組みからも説明されうると思われる。労働者アソシアションは、会員が労働手段の所有者になることで、賃金奴隷から自己解放されることを目的としていた。1833年のストライキの際にパンフレットを発行した製靴工エフランによれば、「アソシアション」は、同じ職業の労働者で構成される生産協同組織であるに留まらず、労働者階級全体の連帯を意味する概念でもあった<sup>(95)</sup>。しかし、七月王政期パリの労働運動の担い手は専ら熟練工であり、アソシアション運動もこの熟練工の同質性に基礎を置くものであったと言える<sup>(96)</sup>。ビュシェは、機械の歯車に過ぎない工場労働者は、労働者アソシアションを形成するのに相応しくないことを明言している<sup>(97)</sup>。『アトリエ』は、アソシアションはすべての労働者に開かれていると主張するものの<sup>(98)</sup>、そこには暗黙の境界が前提されていたと言うことができよう。

『アトリエ』は、シエースと同様に、市民の義務は労働であると考えた。「義務 (devoir) の実践がとりわけ社会的美德であること、この実践は共通の目的に人間を結合することができる唯一のものであること、そしてすべての実現とすべての進歩の最上の手段であること」を主張する<sup>(99)</sup>。しかし、「義務の感情を持ち、それを実践しようとするだけでは十分ではない。道徳と社会的利害が国民のすべてに課す義務 (obligation) を最大限に達成する能力もしくは『権利 (DROIT)』を各人が思うままにすることがなお必要である<sup>(100)</sup>。」そこから、労働者アソシアションの必要が生まれる。それは、労働者が自らの手で市民になる試みだった。創刊号「序文」にはこう書かれている。「われわれは、労働者が友愛と献身を実践することができるだけでなく、自由と平等に値すること、政治的権利に値すること、現在生きている産業的隷属から解放されるに値することを示すことになるだろう<sup>(101)</sup>。」労働者が「社会資本」の共同所有者として経済的かつ政治的に解放されること、それが『アトリエ』の目指したことだった。

確かに、労働者アソシアションは、こうした「市民」概念をもって職人組合の「排他主義」を乗り越える論理を提示した。しかし、アソシアションの構成員は「不可譲渡 (inaliénable)」「不可分 (indivisible)」の資本の共同所有者になるのだから、構成員として認められるには、「よい労働者

(95) cf. Zael Efrahem, *De l'association des ouvriers de tous les corps d'état*, Paris, [1833]. 阪上孝訳、河野編、前掲書、200-204頁。

(96) cf. Bernard H. Moss, *The Origins of the French Labor Movement 1830-1914 : The Socialism of Skilled Workers*, Berkeley, 1976, pp.9-16.

(97) cf. [Buche], *op.cit.*, 38. 訳、93-94頁。

(98) 「アソシエの数は制限されない。つまりアソシアションはその中に必要とするすべての労働者を認める義務をもつ。」(“Réforme industrielle : De l'association ouvrière,” *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.2 (octobre 1840), 12.) 「アソシアションは、やって来た献身的なすべての労働者を、労働の必要に応じて迎え入れる義務を持つ。」(“Réforme industrielle : De l'association ouvrière,” *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.5 (janvier 1841), 38. 谷川稔訳、河野編、前掲書、287頁。)

(99) “Devoir,” *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.4 (décembre 1840), 25.

(100) “Droit,” *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.5 (janvier 1841), 33.

(101) “Introduction,” *L'Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.1 (septembre 1840), 2.

(bon travailleur)<sup>(102)</sup>」であることが求められ、かつ除名規定も存在する。<sup>(103)</sup> 構成員の能力の同質性がそこに前提されていたと見ることができよう。社会的「弱者」をも含む国民全体の統一という論理は、労働者アソシアシオンの論理からは直接には演繹されない。

労働者アソシアシオンは、「近代」が提出した「能力」の問題に対して社会全体の再組織化という視点から答えるものではなかった。例えば、革命家ブランキは、一方において労働者アソシアシオンの持つ自律性を評価しながらも、それが内包せざるをえない「能力」主義を「全体」の視点から批判する。「アソシアシオンが広まると、参加の形式が自由である以上、弱者、病人、未熟練は除外され、熟練、健康、頑強の者しか入ることが許されないのは明白である。……部分的なアソシアシオンはエゴイズムのより強烈な表明でしかなく、社会悪の増大しかもたらさないことの新しい証拠である。」<sup>(104)</sup> この批判の視座は、ルイ・ブランにも共通していると言えるだろう。「ここ数年の間に、一群の合資会社 (sociétés en commandite) が設立されている。その歴史の醜聞を知らない者がいるだろうか。個人と戦う個人であれ、アソシアシオンと戦うアソシアシオンであれ、それはつねに戦争であり、(策をめぐらす) 暴力の支配であり、(化粧を施した暴政である。)<sup>(105)</sup>」 「能力」の差異を組み込み、労働者アソシアシオンを包摂する社会組織の構想を示すことが、ルイ・ブランの課題だったのである。

(6)

「才能 (aptitude) の不平等は、権利の不平等に帰着するのではない。義務の不平等に帰着する。」<sup>(106)</sup> 『労働の組織』はこのように締めくくられている。近代の「能力」主義をいかに乗り越えるか、それがルイ・ブランの思想的課題の中心にあったと言っていいだろう。この視点こそ、社会「全体」を包括する新たな体系としてのアソシアシオンの構想を彼に与えた。「競争」に端的に示される「能力」主義は、それ自体「出生の平等」を前提とした「近代」の原理ではあるが、それが生み出した「無秩序」から社会「全体」の「政治的統一」「社会的統一」「道徳的統一」を図るためには、ギゾーの能力＝権利論が批判されなければならなかったし、サン・シモン主義者の「普遍的アソシアシオン」概念や労働者アソシアシオンの運動の論理を乗り越える構想を提出することが必要だっ

---

(102) “Réforme industrielle : De l’association ouvrière,” *L’Atelier*, 1<sup>ère</sup> année, no.5 (janvier 1841), 38. 訳, 286頁

(103) *Ibid.* 訳, 286-287頁

(104) Auguste Blanqui, “Rapport Lefebvre-Durufilé (février 1850),” *Critique sociale*, tome II, Paris, 1885, p.271.

(105) *O.T.* (1840), pp.65-66. *O.T.* (1841), p.45. 1845年版以降引用文中に括弧内で示した部分が省略されている。*O.T.* (B.1845), p.95. *O.T.* (P.1845), pp.63-64. *O.T.* (1847), p.81. *O.T.* (1850), p.60. *O.T.* (Q), p.75.

(106) *O.T.* (1840), p.131. *O.T.* (1841), p.93. *O.T.* (B.1845), p.133. *O.T.* (P.1845), p.102. *O.T.* (1847), p.118. *O.T.* (1850), p.81. *O.T.* (Q), p.106.

たのである。

普通選挙構想において、ルイ・ブランは、「能力」を諸個人の能力に還元することなく、集団的なものと捉えることによって、そして「社会的効用」から要請される「義務」の観念を導入することによって、ギゾーの「理性主権」を批判し、万人に政治的決定への参加の道を用意した。すべての人間を「市民」と措定した上で、様々な能力の違いをもったすべての人間に開かれたアソシアシオンの実現形態として「社会的作業場」は構想されたのである。従って、「普通選挙の採用が、その論理的帰結として、すべての階級の権力への接近だけではなく、社会における富の新たな配分をも引き起こすことを彼は証明しようとした」といった評価は、ルイ・ブランの思想の核心を突いているとは言えない。「能力」の差異を「義務」の差異によって置き換えることを基礎原理とする『労働の組織』の構想は、新たな「市民」規定の上のみ成り立つものであり、普通選挙は、「市民」を創出する装置として不可欠な論理的前提だったのである。

「アソシアシオン」の観点から整理してみよう。19世紀のアソシアシオニズムの課題は、革命後の社会の組織化という課題に応えるべく国家と個人の間で中間集団を創出することにあつた点は既に述べた。ルソー的なアソシアシオンが依拠していた諸個人の同質性が現実に破壊された以上、国家だけを唯一のアソシアシオンとする18世紀の論理はもはや維持しえなくなった。1840年代に広範な影響力をもった労働者アソシアシオンの理念と運動は中間集団創出の典型的な例であり、これは、資本主義の進展下で熟練労働者層が生き延びるための唯一の方策として位置づけられる一方、労働者の自律性に基礎を置く新たな社会を展望するものでもあった。『アトリエ』は国家の問題も捨象してはいない。労働者アソシアシオンの形成・発展のためには、普通選挙に基礎づけられる共和政府の保護と奨励が必要であるという認識から、政治改革運動とアソシアシオン運動の連結を試みている。<sup>(108)</sup>しかし、その中間集団が構成員の同質性に依拠するとすれば、今度は個々の中間集団と「全体」との関係が問題となってくる。

ルイ・ブランの発想は、労働者アソシアシオンの論理とは逆に、社会全体の改革という視点からの「社会的作業場」の形成にあつた。様々な能力の違いをもったすべての社会構成員を包含するトータルな社会変革の理念、能力の不平等を平等なシステムの中に解消する社会構想を提示することがその課題だったのである。それは、諸個人の同質性が崩壊した時代において、ルソーの「政治的アソシアシオン」の全体性を確保しつつ、労働者アソシアシオンの自律性を組み入れようとする試みであった、とすることができよう。

確かに、その構想において、ルイ・ブランは労働運動の自律性の論理を十分には考慮しなかった。『アトリエ』が、ルイ・ブランを批判するのはまさにこの点においてである。<sup>(109)</sup>1848年におけるルイ・

(107) I. Tchernoff, *Louis Blanc*, Paris, 1904, p.103.

(108) cf. "La réforme politique doit-elle précéder la réforme sociale?" *L'Atelier*, 4<sup>e</sup> année, no.11 (août 1844), 訳, 294-297頁。

(109) cf. "Opinion de la presse sur l'organisation du travail : la Revue des deux mondes," *L'Atelier*,

ブランの挫折の要因のひとつをここに見いだすことも可能だろう。しかし、19世紀の課題が中間集団の創出による社会の再組織化であり、ギゾーにおいても、サン・シモン主義者やフーリエにおいてもそこで取り組むべき問題が「能力」の問題であったとすれば、ルイ・ブランの試みが、時代の要請に対するひとつの回答であったことは間違いない。『労働の組織』の射程は広く、その歴史的意义を検証するためにはなお多くの検討課題が残されているが、本稿をもって、『労働の組織』を基軸とする七月王政期アソシアシオニズム研究の「序論」にしたいと考える。

(経済学部助教授)

---

ゝ 3<sup>e</sup> année, no.3 (novembre 1842), 21. “M. Louis Blanc,” *L’Atelier, organe spécial de la classe laborieuse*, 8<sup>e</sup> année, no.1 (octobre 1847), 7-10. [『アトリエ』の副題は、この号から変わった。また、1848年2月27日号(8<sup>e</sup> année, no.6)から “organe spéciale des ouvriers” になっている。]